

学問的誠実性の方針（2025年改訂）

（1）目的

この文書は学問的誠実性に関する本校の定義を示すものであり、本校の教育活動に主に関わる関係者の権利と責任、優れた実践と不正行為の具体的内容、違反行為があった場合の対応について定めています。

国際バカロレア機構（IBO）が発行している『Academic Integrity』、『Academic honesty』、『Academic Honesty in the IB Educational Context』、『Effective citing and referencing』を基に学校独自の学問的誠実性を作成しています。

（2）範囲

この文書は、本校の教育を受けている生徒のすべての作品に適用され、生徒が学問的誠実性の基準と要件を順守できるようになるためのものです。また、IBの理念の要である学習者像をはぐくむものでもあり、特に「信念をもつ人」（principled）であることが求められます。本校は、学問的誠実性は、自分の行動に責任をもつグローバルな人になるためには欠かすことのできないものだと考えています。

（3）権利と責任

□校長およびプログラムコーディネーターまたは、教務

校長、または、校長の任命した担当者（コーディネーター、教務等）には、以下の権利と責任があります。

- ・ 学問的誠実性の方針の理解とその実行のための研修会を教員に提供すること
- ・ 学問的誠実性の方針に基づいた資料を生徒、保護者、教員向けに用意し、これらを更新すること
- ・ 学問的誠実性、「本当に生徒自身に取り組んだものかどうか」に関する判断の観点、および知的財産権について、生徒の理解を確認すること
- ・ 学習スキル、学術的な文章の書き方、リサーチ方法、出典や謝辞の記載方法について、生徒が指導を受けていることを確認すること
- ・ 何をもって不正（特に剽窃、共謀、試験中の違反行為）と見なされるかを、生徒が理解していることを確認すること
- ・ 不正を働いたと判断された場合の結果について、生徒が知っていることを確認すること

- ・ 学問的誠実性についての理解を広く生徒・保護者に浸透させること
- ・ I Bのコンプライアンスにしたがって評価物を取り扱うこと
- ・ この方針を学校のウェブサイト等を通じて、生徒・保護者に示すこと
- ・ 剽窃を検知するインターネットのアプリケーションを整え、その利用を促すこと
- ・ 学校が評価のプロセスにおいて maladministration(不正実施)に該当しないよう、I Bの基準に基づいて管理・運用を行うこと

□司書

- ・ 生徒がメディアセンターを利用する際には学問的誠実性の確認と順守を促すこと

□教育リーダーシップチーム

- ・ 研修を含めた教員へのガイダンスを提供すること
- ・ 各科目の専門的な知見から不正の有無を判断するためのアドバイスを教員に行うこと

□生徒支援部

- ・ 学問的誠実性の違反行為があった際に、コーディネーターまたは教務と連携して、対応に当たること

□教員

教員は、以下の権利と責任があります。

- ・ 生徒に評価の対象となる課題（評価課題）を示したり、説明したりする場合は必ず学問的誠実性の必要性を伝えること
- ・ 正しい共同作業と許されない共謀の違いについて生徒に示すこと
- ・ 評価のたびに学問的誠実性が確保されていることを確認すること
- ・ 教科特有の参考文献等の引用の正しい方法の例示をすること
- ・ 生徒の作品や提出物に不正がないかどうかの確認と不正があった場合にそれをコーディネーター等に報告すること
- ・ 「論文・レポート作成ガイド」を生徒に提供し、活用方法を伝えて、不正防止や知的財産権等に関わる順守事項を確認すること
- ・ I Bの基準に基づいて maladministration（不正実施）に該当しないよう評価を行うこと

□生徒

不正行為に対する最終的な責任は生徒にあります。生徒には以下の権利と責任があります。

- ・ 評価の対象となる課題（評価課題）に取り組むとき、また提出するときに不正行為をしないこと
- ・ 学校内における提出期限をすべて守ること
- ・ 不正行為に関して疑問があるときは課題の提出前に教員に確認をすること
- ・ 論文やレポートを作成するときは、「論文・レポート作成ガイド」を参照し、不正防止や知的財産権等に関わる順守事項を確認すること
- ・ 評価の対象となる課題（文字ベース）を提出する際には、剽窃検索ソフトウェアで類似性チェックを必ず行うこと
- ・ MYPにおいては、本当に自分自身で課題に取りくんだことを証明するために、外部評価される評価要素（試験の答案を除く）と内部評価される評価要素のすべてのカバーシートに署名すること

□保護者

生徒が不正行為を起こさないように、保護者には以下の権利と責任があります。

- ・ 学問的誠実性がIBと本校の教育理念における重要な基盤となることを理解すること
- ・ 学問的誠実性に関する学校のルールについてよく理解すること
- ・ 生徒の課題に対して、課題を代わりに作成したり、編集したりする等、公正を欠くサポートをしないこと

(4) 学問的誠実性の取組

各学問分野で認められている形式での作品や成果物等を見本として示すことで、学問的誠実性の基本的な考え方が理解しやすくなります。こういった見本となる作品等には作者自身のアイデアが含まれており、使用した参考文献や引用した部分が正しく示されています。

このように、生徒が提出する作品等には生徒自身の言葉と表現、またはアイデアだけが含まれるものとなります。全ての生徒は、他人のアイデアを使用する場合や自分以外の作品を参考文献として使用する場合は、そのことを明確に示さなければなりません。これを怠った場合は不正行為とみなされます。引用の方法、参考文献の出典の示し方に関する詳細は、「論文・レポート作成ガイド」に記載されています。

(5) 優れた実践

1. 教師は、出典の記載方法に関する慣例を生徒に通知しなければなりません。複数の科目にわたって体系的かつ一貫したアプローチが確実に存在するようにするため、学校のコーディネーターが直接指導するか、またはコーディネーターと相談の上で他の教師が指導する必要があります。さらに、教師自身がその慣例を十分に理解し、授業で使う配付資料などで積極的にその慣例を取り入れることが重要です。
2. 教師は、出典の記載方法の事例を生徒に示すようにしてください。その事例には、学術誌、図書、ウェブサイトに加え、多様な情報源（CD-ROM、DVD、写真、イラスト、挿絵、データなど）の記載方法を必ず含めなければなりません。
3. 生徒と教師は、出典明記の要件がインターネット、CD-ROM、図書、雑誌、学術誌から取得した文章以外にも適用されることを必ず認識しなければなりません。知的財産権と学問的誠実性の概念には、脚注または文末脚注を使用して、自分のものではない考えの出典を明らかにすることが含まれています。
4. 「パラフレーズ」（言い換え）とは、他人の言葉を新しい文体で表現し、別の文に文法的に統合したものを指します。正しく行う限り、パラフレーズは、他の情報源を使用する正当な方法となり得ます。しかし、他人の考えを使用していることには変わりがないため、やはり出典を明らかにする必要があります。生徒は、このスキルを必ず教わらなければなりません。
5. 生徒の書いた文章が他の場所で入手できる文章に合致するかどうかを検知するために剽窃検索ソフトウェアを利用することができます。合致した結果が出たからといって必ずしも剽窃となるわけではありません。特に生徒が字下げや引用符を使って引用を明確に示し、出典を明らかにしている場合は、剽窃ではありません。
6. IBの評価対象とならない通常の授業の課題や宿題を採点する際も、教師は、生徒が使用した文献と出典の記載方法に注意を払います。文献がすべて正しく明記されているかどうかに対して、配点を設けることもできます。
7. 発達段階に応じた取組にするために、各期で取り組む課題等に合わせて指導を調整することが望まれます。例として、各期のラウンジやHR教室に発達段階に応じて内容や構成を変えた「学問的誠実性ポスター」を貼るという取組が考えられます。

(6) 不正行為の定義

「不正」(malpractice)は、IBの「学問的誠実性」で示されているとおり、1つまたは複数の評価要素において生徒本人や他の生徒に公正さを欠いた利益をもたらす、またはもたらし得る行為と定義しています。不正には、以下の行為が含まれます。

1. 【剽窃】他人の考えや成果物を自分のものとして使用すること

例えば、次のようなものがあります。

- ・ 引用先や引用したことを適切な方法で明示せずに、他者の意見や考えを使用すること
- ・ 引用先や引用したことを適切な方法で明示せずに、ウェブサイトや新聞記事等から素材を切り取り、それを貼り付けること
- ・ 引用先や引用したことを適切な方法で明示せずに、外国語のテキストを別の言語に翻訳して使用すること
- ・ 引用先や本人の同意なしに、教師が発した言葉を使用すること
- ・ 本人ではない他の誰かが代理で書いたり、編集したりすること

2. 【共謀】自分の学習成果物の他人による引き写しや提出を許すなど、他の生徒による不正を支援すること（しかし、教員より許可が与えられた状況で、複数の生徒が協力して課題に取り組むことは共謀ではありません）

例えば、次のようなものは共謀ではありません。

- ・ 許可が与えられた状況でグループが共同でデータを収集しても、それらのデータの分析と報告については生徒一人ひとりが個別に取り組むと共謀ではありません。

3. 【学習成果物の重複使用】異なる評価要素やIB資格取得の必要要件に対して、同一の学習成果物を提出すること

4. 【改ざん・虚偽】間違った情報を正しい情報だとして提供すること

5. 【その他】学問的に公正とは言えない行為の例

- ・ 試験中に他人の回答を見たり、回答の手助けになるものを準備したり、それを使用するといったカンニング行為
- ・ 他人（保護者・塾講師・外部人材等）に課題をやってもらうこと

(7) 不正行為に対する調査手順

全ての不正行為はプログラムコーディネーターまたは、教務によって生徒支援部と連携を取りながら対処されます。

なお、MYPにおいては、学問的誠実性を遵守するために、生徒は評価の対象となる課題（評価課題）ごとに不正行為を行っていないことを宣言する署名を、提出する作品のカバーシートに書くことが求められます。また、試験やパフォーマンス（発表・表現など）等、作品を提出しない評価課題の場合は、事前に教員から生徒に対し、生徒が期待されることについて明示されることになっています。

□MYPにおける不正行為の疑いがある場合の調査手順

1. 不正行為が疑われる事態を発見した教員はプログラムコーディネーターに報告をし、不正行為が疑われる情報を合わせて提供します。プログラムコーディネーターと生徒支援部が連携をして調査をしている間は、関係する教員はこの不正行為の疑いに係る一切の情報を公表してはいけません。
2. IBコーディネーターは調査の結果を踏まえて不正行為が行われたかどうかの最終的な判断をします。調査の間は、生徒と面談をし、行った行為について生徒が説明をしたり弁明したりする機会を与えます。場合によっては、保護者、他の生徒、教員が面談に参加することもあります。
3. IBコーディネーターは調査の結果に関係なく、調査がどのように行われたかその手順を保護者に伝えます。
4. 不正行為がなされたと確定した場合、コーディネーターは、生徒および保護者に対して書面により、処分について伝えます。
5. 異議申し立ては、面談から7日間（学校のある日）以内に行わなければなりません。学校長が異議申し立てを検討し、最終判断を下して、その旨を該当の生徒と保護者に対して書面にて報告します。
6. 全ての調査報告書や通信文書のコピー、そして、評価に使用したものは保管されます。

□DPにおける不正行為の疑いがある場合の調査手順

- 授業、試験、成果物などにおいて不正行為の疑いがある場合はDPコーディネーターがMYPに準じた手順で調査します。
- IBに提出後にIBから指摘された不正行為については、IBが定める手順に従って調査されます。

(8) 生徒の権利

1. 生徒が不正の疑いについて調査される場合、コーディネーターは、生徒に必ず通知しなければなりません。
2. 生徒とその保護者は、不正の疑いに関する証拠、供述、報告書を見る権利を有しています。
3. 不正の疑いで調査される生徒には必ず説明の機会を与え、またDPにおいては、資格授与委員会に書面による弁明を提出する機会も与えるのが、IBの方針です。このプロセスを阻止したり、生徒の供述を編集したり、また不当に影響を与えたりする権限は、学校にはありません。
4. IBから不正の指摘があった場合、生徒は、不正の疑いについて回答を準備する時間を十分に与えられなければなりません。生徒の応答がIBの設定した期日までに間に合わない場合は、IBインフォメーションデスクに必ず連絡しなければなりません。

(9) 不正行為に対する処分

不正行為に該当した場合、次のことが実行されます。

【MYPに関して】

1. 1年生が初めて違反をした場合：原則として、該当生徒はもう一度、評価の対象となる課題を行います。課題の変更は教員の裁量で行われます。
※ 著しく悪質な行為の場合、再度の評価を行わないこともあります。
2. 2年生以降が違反した場合：該当生徒の評価の対象となる課題で使用される評価規準の点数は0（ゼロ）となります。この点数に対する説明は成績通知票に記載されます。

【DPに関して】

- ・ 授業、試験、成果物などにおいて不正行為の疑いがある場合はMYPと同様に判断します。
- ・ IBに提出後にIBから指摘された不正行為については、IBが定める手順に従って判断されます。

(10) 不正のシナリオ

不正に関するいくつかのシナリオを以下に説明します。

【剽窃】

シナリオ出典を明らかにする試みをまったく行わないまま文章を剽窃したことを裏づける、明らかな文献資料の証拠が存在している。これには、出典が不明な文章の口述試験での使用、さらにグラフやイラスト、データなど他の形態の著作物などの使用も含まれる。

原則—出典が明記されておらず、剽窃の明らかな証拠がある場合は、生徒に剽窃の意図があったかどうかにかかわらず、不正が確定します。不注意や過失の結果として引き写しが起きたと説明する供述が生徒本人や教師またはコーディネーターから提出されたとしても、検討要素とはなりません。処分—その科目の成績は付与されません。

【共謀】

シナリオ—生徒が別の生徒に対して自分の学習成果物の一部または全部を写すことを許し、それを写した生徒が自分の学習成果物として提出する。

原則—自分の学習成果物の引き写しを許可した生徒は、別の生徒が公正を欠いた利益を得る、またはその可能性がある行動をとったことになり、これは不正と見なされます。

処分—両方の生徒が不正を働いたと判断され、その科目の成績は付与されません。

【学習成果物の重複使用】

シナリオ—ある生徒が、2つの異なる評価要素やIB資格取得の必修条件に対して同一または非常に類似した学習成果物を提出する。

原則—科目ごとの要件によっては、異なる評価要素に対して同一のトピックを使用することができます。しかし、その場合も、まったく異なるアプローチを使ってトピックをリサーチし、学習成果物を執筆したり他の方法でプレゼンテーションを行ったりしなければなりません。同一または非常に類似した学習成果物を異なる評価要素に使用することは認められません。処分—その科目の成績は付与されません。

(11) 方針の改訂

本校では、学校の振り返りや I B ガイドの改訂に伴って、この方針の継続的な見直しを計り、更新していきます。学校長、副校長・教頭、プログラムコーディネーター、教員、保護者と生徒は、学問的誠実性の継続的な改善のために常にこの方針の振り返りをするようになります。

(12) 参考文献

『Academic Integrity』 (2019)、『Academic honesty』 (2014)、
『Academic Honesty in the IB Educational Context 』 (2014 updated 2016)、『Effective citing and referencing 』 (2014)